

様式第6 (第4条関係)

収入
印紙
消印を
しないこと

※整理番号	
※受理年月日	

主任技術者免状交付申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
氏名

電気事業法第44条第2項第1号の規定により次のとおり主任技術者免状の交付を受けたいので申請します。

交付を受けようとする免状の種類	第〇種ダム水路主任技術者
-----------------	--------------

- 備考 1. ※印の欄は、記載しないこと。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(実務経験証明書参考様式)

実務経験証明書

郡 町
住所 ○○県○○ ○○村○○○○番地
市 区

氏名 ○ ○ ○ ○

学歴 昭和○○年○○月
○○大学工学部土木工学科卒業

上の者、下記のとおりダム水路関係の実務経験を有することを証明する。

年 月 日	勤務先及び所在地	実務の経験の内容	備 考
自昭和○年○月○日 至昭和○年○月○日 (○年○ヶ月)	○○株式会社 ○○支店土木課 (○○市)	管内水力設備の工事(改造取替 修理等変更の工事の現場監督)	
自昭和○年○月○日 至昭和○年○月○日 (○年○ヶ月)	同社○○水力発電 所 建設所(○○ 県○○郡)	○○発電所設置の工事の工区主 任	○○ダム高
自昭和○年○月○日 至昭和○年○月○日 (○年○ヶ月)	同社○○支店○○ 電力所 土木課 (○○市)	管内水力設備の工事(取替、修 理等変更の工事の計画、設計及 場監督)維持及び運用(水路び調 査)	○○ダム高 さ○○m
自平成○年○月○日 至平成○年○月○日 (○年○ヶ月)	〃	○○ダム ダム主任	○○ダム高
自平成○年○月○日 至平成○年○月○日 (○年○ヶ月)	同社 土木部 ○○課(○○市)	水力設備の変更の工事の設計、 計画の指導、維持及び運用の指 導	○○発電所 ○○○kW
自平成○年○月○日 至平成○年○月○日 (○年○ヶ月)	同社 土木部 ○○課(○○市)	水力発電所設置の工事の計画及 び設計	
自平成○年○月○日 至平成○年○月○日 (○年○ヶ月)	同社 ○○支店 ○○電力所土木課 (○○市)	土木課長として管内水力設備の 工事、維持及び運用の統括	主要発電所 名

経験年数○年 (高さ15m以上の発電用ダムに関する経験○年) ※注1

平成○年○月○日

所 在 地
会 社 名

○○電力株式会社
代表取締役

○ ○ ○ ○ 印
社 長

なお、第2種ダム水路主任技術者免状申請の場合は、上様式中の経験年数の記載方法は、「経験年数○年(水力設備に係る経験年数○年)」とする。(※注1)

(高さ15m以上の発電用ダムの工事、維持又は運用の実務内容についての具体的な説明書参考様式)
 [第1種のみ]

高さ15m以上の発電用ダムの工事、維持又は運用の実務内容についての具体的な説明書

郡 町
 住所 ○○県○○ ○○村○○○○番地
 市 区

氏名 ○ ○ ○ ○

上の者、下記のとおり高さ15m以上の発電用ダム関係の実務経歴を有することを証明する。

年 月 日	勤務先及び所在地	ダム名称	実務の内容	備 考
自昭和○年○月○日 至昭和○年○月○日 (○年○ヶ月)	同社○○水力発電 所 建設所(○○ 県○○郡)	○○ダム 高さ○m	○○ダムバッチャー プラントの設計 基礎処理設計	○○発電所 ○○○kW
自昭和○年○月○日 至昭和○年○月○日 (○年○ヶ月)	同社○○支店○○ 電力所 土木課 (○○市)	○○ダム 高さ○m	管内水力設備の維持 及び運用(○○ダム の点検、各種測定及 び調査)	○○発電所 ○○○kW
自平成○年○月○日 至平成○年○月○日 (○年○ヶ月)	〃	○○ダム	ダム主任	○○発電所
自平成○年○月○日 至平成○年○月○日 (○年○ヶ月)	同社 土木部 ○○課(○○市)	○○ダム 高さ○m	○○ダムの応力計算 ○○工程管理	○○発電所 ○○○kW

高さ15m以上の発電用ダムに関する経験○年

平成○年○月○日

所 在 地
 会 社 名 ○○電力株式会社
 代表取締役
 ○ ○ ○ ○ 印
 社 長

(主任技術者免状再交付申請書様式)

様式第8 (第5条関係)

収入
印紙
消印を
しないこと

※整理番号	
※受理年月日	

主任技術者免状再交付申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
氏 名 印

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第5条第1項の規定により次のとおり主任技術者免状の再交付を受けたいので申請します。

本 籍	
生 年 月 日	
免状の種類及び番号	第 種 第 一 号
免状の取得年月日	
再交付を受ける理由	

- 備考 1. ※印の欄は、記載しないこと。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名をすることができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。